

環境だより

「山、川、海、人が共生する元気なまち 津」をめざして

平成27年12月1日発行

平成27年 第4号

環境政策課

☎229-3139 FAX229-3354

空き家の適正な管理をお願いします

「空家等対策の推進に関する特別措置法第3条」により、空き家等の所有者・管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き

家等の適切な管理に努めるよう定められています。「空き家」は個人の財産です。所有者・管理者が適正に管理する責任があります。

定期的に清掃や破損の確認を

定期的に換気、屋外・屋内の清掃、雑草の除去、庭木の^{せんてい}剪定、破損の確認などを行いましょ。自分で管理できない場合は、空き家管理代行業者へ委託するのも一つの方法です。また、自治会や近隣の人に連絡先を伝えておくなどの配慮も大切です。



所有・管理する人を決めましょ

空き家が放置される要因の一つとして、所有者や管理者がはっきりしていないことが考えられます。このような状況にならないよう、不動産登記を現状に合わせて変更する、管理する人を決めておくなどの配慮が必要です。

また、不動産登記において所有権が共有(所有者が複数人)の場合、空き家の雑草除去や庭木剪

定・簡易な修繕などの保存行為は、共有者のうち1人でも行うことができますが、賃貸や改修工事などの管理行為や除却または売却などの処分行為は共有者の同意が必要になります。共有者の同意が得られず、売ることも貸すこともできないまま、長期間放置され、その結果、老朽化が進み、近隣に悪影響を及ぼすことも少なくありません。

活用が見込めない場合は解体を

空き家の老朽化が著しいなど、活用が見込めない場合は放置することなく解体し、危険な状況を改善ましょ。

倒壊や外壁・瓦の落下などにより、周囲の家屋や通行人に被害を及ぼすことになれば、損害賠償などで管理責任を問われることとなります。

相談窓口

空き地・空き家の管理に関する相談は、環境保全課または各総合支所地域振興課で受け付けます。

受け付けた相談は、速やかに現地調査を行い、相談内容にお応えできる部署に引き継ぎ、助言、指導などの具体的な措置を行います。



※ 出典…国土交通省「空家対策特別措置法について」

問い合わせ 環境保全課 ☎229-3398 FAX 229-3354 各総合支所地域振興課